

平成 27 年 3 月 31 日

### 【お知らせ】許可申請（届出）書の「役員等」の取扱いについて

平成 27 年 4 月 1 日より施行される建設業法等改正により、役員の範囲が拡大し、許可申請書類等においても取り扱いに改定がなされたところですが、「役員等」に該当する者においては、当面の間、以下のとおり取り扱うこととしましたので、確認のうえ、申請書の作成をお願い致します。

1. 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第 12 号） について  
「顧問」、「相談役」、「株主等」  
→ 「賞罰」の欄への記載 並びに 署名押印 は不要  
※従来からの「役員」に該当する者については、すべて記載が必要です。
2. 登記事項証明書 及び 市町村の長の証明書 について  
「顧問」、「相談役」、「株主等」 → 提出不要